

E i w a N e w s

中小企業向け支援策（震災関連）

平成 23 年 6 月
(No. 071)

このたびの東日本大震災により被災された方々に、謹んでお見舞い申し上げます。
被災地における一日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

今回は、震災に関連して、中小企業庁による「中小企業向け支援策」のうち、以下の3項目
についてお知らせします。

[1] セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）の特別利率

このたびの東日本大震災により倒産企業が増加し、取引先企業の倒産による連鎖倒産の発生
を防止するため、経営困難な中小企業を対象とした円滑な資金供給の確保を目的として、
最大0.75%金利を引き下げる措置が講じられました。

セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）の特別利率の内容

平成23年5月23日から次の基準を満たす企業に対して、特別利率が適用されます。

- ① 倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の20%以上の場合
基準利率から0.75%を引き下げる
- ② 倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の10%以上20%未満の場合
基準利率から0.50%を引き下げる

<ご参考> セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）の概要

- ① 貸付対象
取引先企業等の倒産により経営が困難となっている中小企業で、次のいずれかに
該当する場合
イ. 倒産企業に対して50万円以上の売掛債権を有すること
ロ. 倒産企業への取引依存度が10%以上であること
ハ. 倒産企業に貸付金、前払金、差入保証金等の債権を有すること 等
- ② 実施機関
㈱日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
- ③ 貸付条件
イ. 資金用途…運転資金
ロ. 貸付限度額
a. 国民生活事業 … 別枠 3,000万円
b. 中小企業事業 … 別枠1億5,000万円

ハ. 貸付期間（据置期間）… 8年以内（3年以内）

ニ. 貸付利率

a. 国民生活事業 … 基準利率2.15%^{*1}

b. 中小企業事業 … 基準利率1.65%^{*1}

※1 利率は担保の有無、返済期間等により変動

[2] 被災者雇用開発助成金

(1) 内容

公共職業安定所等の紹介により次の者を雇用する場合には、事業主に対して、被災者雇用開発助成金が支給されます。

次のいずれかに該当し、1年以上雇用されることが見込まれる労働者

なお、平成23年5月2日以降に雇用される労働者に限られます。

- ① 震災時に被災地域で就業しており、震災により離職を余儀なくされた人
- ② 震災時に被災地域に居住していた人

(2) 助成額

① 中小企業 90万円（短時間労働者^{*2}は60万円）

② 大企業 50万円（短時間労働者^{*2}は30万円）

※2 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が同じ事業所に雇用される労働者と比べて短く、かつ、30時間未満である人をいいます。

[3] 輸出品の放射線量の検査料への補助

(1) 内容

日本から製品を輸出する際に、製品の放射線検査を希望する中小企業は、経済産業省が指定する検査機関で検査を受ける場合には、検査費用負担額が90%軽減されます。

(2) 手続き

指定検査機関に対して申込み → 持ち込んだ製品の放射線検査結果の報告書を受領

→ 当該検査機関の通常の検査料の10%を支払い（検査機関からの請求により）

今回お知らせしました内容につきまして疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

このたびの東日本大震災の影響による電力不足に対応するため、弊事務所におきましても、6月より「クール・ビズ」を実施することといたしました。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。